

特集

# 裁判員制度開始から5年半

# 人を裁くって どういうこと?



コピン

ナゼターマン  
の子分

ナゼターマン

あらゆるナゾを  
追究する正義の  
味方

## 弁護士

被告人の権利を守り、被告人にとって有利となる活動をする。弁護人は被告人が選べる。

一般市民が裁判に参加する「裁判員制度」が始まってから5年半。私たちにとって、裁判はどのくらい身近なものになったのだろうか？ まずは裁判員になったつもりで、下の事件を考えてみよう！

監修 今井秀智(國學院大學法科大学院教授・一般社団法人リーガルパーク代表)

## 被告人



マコト

ゲームをこよなく愛する20歳の大学生。事件前からゲームショップ「マリオ」によく通っていた。

## 事件のあらまし

### ゲーム窃盗 強盗致傷事件

東京都渋谷区のゲームショップ「マリオ」で、閉店後、新作ゲームソフト10本が何者かによって盗まれる事件が発生！ 犯人は通りがかりの目撃者にケガを負わせて逃走した。後日、警察の捜査線上に浮上したのは、近所に住むマコト君。ケガを負った被害者が、ソフトを大量に抱えて走り去るマコト君の姿を目撃していたからだ。事件発生から2週間後、マコト君は犯人と疑われて逮捕された。

事件発生から2週間…  
ついに容疑者逮捕!!



10月15日 深夜11時  
事件発生!!

## 今月のナビゲーター

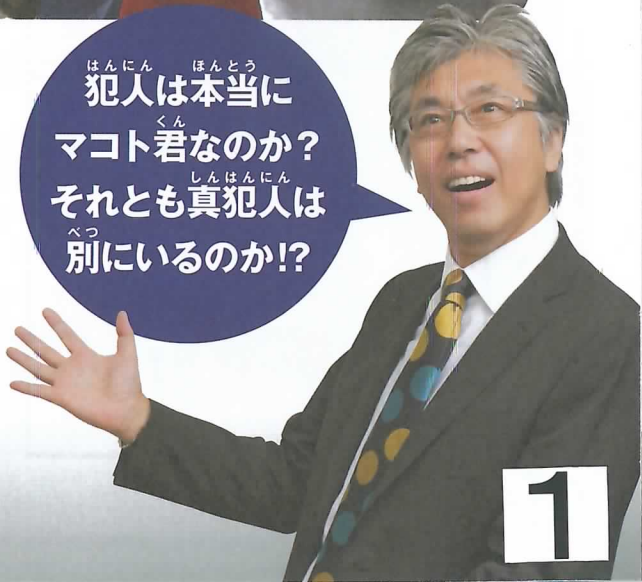
今井秀智 先生

國學院大學法科大学院教授、法教育の必要性を伝える一般社団法人リーガルパーク代表。検察官を経て、現在は弁護士。裁判員制度をテーマにした漫画「ジキルとハイドと裁判員」の監修など、幅広く活躍する。

写真 山本倫子

犯人は本当に

マコト君なのか？  
それとも真犯人は  
別にいるのか!?



1



第 一 審 地 方 裁 判 所

強盗致傷被告事件

犯罪の捜査をし、犯人と思われる人を起訴（裁判所に申し立て）する。裁判では証拠や証人の話などから、被告人が罪を犯したことを証明し、処罰を求める。

検察官

ぼくは犯人じゃない！  
ゲームソフトなんて盗んでいないし、人にケガもさせていません！

被告人



おおつ、いきなり犯行を否認したぞ！



座っているだけでキンチョーするよ……

傍聴席

一般人や記者などが裁判を傍聴できる席。発言はできない。

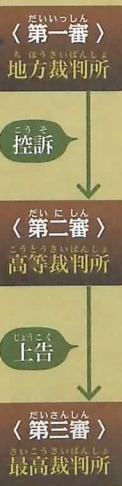
裁判官・裁判員

3人の裁判官と6人の裁判員が参加。中央に裁判長、その両隣に右陪審と左陪審と呼ばれる裁判官が座り、その両端に3人ずつ裁判員、その後ろに補充裁判員(20人)が座る。法廷で検察官と弁護人の意見を聞き、9人全員で評議する。

裁判豆知識②

「裁判は最大3回行われる」

日本の裁判制度は、最大3回まで裁判が行われる「三審制」だ。裁判員裁判の場合、検察官側が被告人側のどちらかが地方裁判所(第一審)での判決を不服とする、高等裁判所(第二審)に「控訴」し、その判決も不服とする場合、最高裁判所(第三審)に「上告」できる。



※控訴や上告をしない場合はここで確定となる。

裁判員制度ってどんなもの？

「裁判員制度」って聞いたことあるかな？ これは、くじで選ばれた成人の一般市民が、殺人などの重大な刑事裁判(※)の第一審(地方裁判所)で行われる最初の裁判に、裁判員として参加する制度のこと。基本的に、一つの事件について、3人の裁判官と6人の裁判員が話し合いながら、有罪か無罪か、有罪の場合は刑罰の重さも決めるんだ。

市民が裁判に参加する制度は、民主主義の国では当たり前のように採り入れられている。アメリカやイギリスなどでは、事件ごとに選ばれた市民だけで有罪か無罪かを決める「陪審制」。ドイツやイタリアなどでは、市民が一定の任期中に、裁判官と一緒に有罪か無罪か、有罪なら刑罰の重さも決める「参審制」を採り入れている。日本の裁判員制度はこの二つの要素を採り入れた制度として、2009年5月からスタートしたよ。

※裁判には2種類ある。窃盗や強盗、殺人などの罪を犯した場合に行われる「刑事裁判」と、借金や不動産関連など、個人の争い事を扱う「民事裁判」だ。裁判員裁判の対象となるのは「刑事裁判」のうちの重大事件だ。



III

盗まれたゲームを持ってると自慢!? —エビス君の証言—



ぼくはマコト君と同じ大学に通っています。マコト君はゲームが大好きで、ぼくも一緒にゲームで遊んだことがあります。事件の翌日、マコト君は、今回の事件で盗まれたものと同じ新作ゲームソフトを10本全部持っていると言っていたので、マコト君はいつもお金がないと言っていたのに、おかしいな〜と思いましたよ。たぶん「マリオ」に盗みに入ったんでしょう。

III

被害者の目撃証言あり! —鈴木さんの話—



事件のあった午後11時ごろ、「マリオ」から出てくる不審な人影を見ました。「何しているんだろう」と近づいたら、突然突き飛ばされて、手足に全治2週間のケガを負いました。犯人は両腕に大量のゲームソフトを抱えて、空き地のほうに走り去っていきました。街灯に照らされた男の顔ははっきり見えました。あとで警察の人に見せられた、マコトという人の写真の顔と同じでした。

III

取り調べで犯行を認め謝罪! —マコト君の自白調書—

逮捕されたときは動揺して、犯行を否定しましたが、ぼくがやりました。事件の日、「マリオ」で新作のゲームソフトを見つけて、どうしても欲しくなって。閉店後の午後11時ごろに窓ガラスを割って侵入して、ソフトを持ち去りました。……店を出たときに男の人が近づいてきて、捕ま



たら警察に連れていかれると思って、突き飛ばしてしまいました。……盗んだ理由はお金がなかったからです。ごめんなさい。

III

「マリオ」の店内から、被告人の指紋が見つかった。「マリオ」の近くの空き地には、盗まれたゲームソフト10本の箱が捨てられていたが、いずれも中は空で、箱からは被告人の指紋が検出された。ちなみに、空箱からはお店の人の指紋や、ほかの人の指紋は一切見つかっていない。



検察官の主張



VS

被告人はマコト君です



マコト君は犯人ではありません!

弁護人の主張



III

犯行時にアリバイあり

マコト君の携帯電話の通話履歴を見ると、犯行時刻とされている午後11時の前後20分間、親友の中村君と電話していたことがわかりました。



III

警察の押収品リスト  
警察は被告人の自宅を捜索したが、盗まれたゲームソフトは一本も見つからなかった。盗まれたゲームソフトの行方は今もわからない。

- III 捜査や取り調べの段階で、関係者の話や事実をまとめた書類
- III 実際に法廷の証言台に立って、被告人や証人が発言した内容

III

お金がないわけじゃなかった!? —マコト君の母の証言—  
マコトは私のかわいい一人息子です。事件があった3日前に、仕送り10万円を息子の銀行口座に振り込んでいます。欲しいゲームソフトがあれば、ちゃんとお金を出して買うはず。私の息子に限って、人様のものを盗むようなことは決してしません!



III

被告人の最終意見陳述でも「否認」 —マコト君の供述—  
警察でも初めは犯行を否定していましたが、「罪を認めないと大学は退学処分になるぞ」と何度も脅されたため、やってもいない罪を認めてしまいました。  
犯行時刻の午後11時ごろは自宅で親友の中村君と電話をしていました。  
ぼくはゲームが大好きで、「マリオ」に

何度も行ったことがあります。店内の指紋は前に行ったときについたものだと思います。犯行があったとされた日の翌日に空き地でソフトの箱を発見し、中身が入っていないかを確認するために触ってしまいました。指紋はそのときのもので、中にソフトは一本も入っていませんでした。





ますますわからなくなってきたぞ!



その1

犯人を目撃したとされる鈴木さんは、最近、持病が悪化して亡くなった。事件の際のケガとは無関係とはいえ、鈴木さんが目撃した人物が本当にマコト君だったのか、直接確かめることができなくなった。

その2

友人のエビス君は、最近、マコト君にガールフレンドを取られてしまったため、マコト君のことをものすごく恨んでいた。

その3

親友の中村君によると、マコト君はときどき大げさに話すことがあるようだ。また、犯行時刻に電話していたのは間違いがないが、そのときにマコト君が自宅にいたのかは確信が持てないようだ。

その4

マコト君の取り調べを録音したICレコーダーでは、「罪を認めないと大学は退学処分になるぞ」という警察官の脅しは確認できなかった。ただ「罪を認めないと立派な大人になれないぞ」という声は録音されており、マコト君はおびえている様子だった。

これまでの検察官・弁護人の主張を聞き、裁判員と裁判官が話し合うことを「評議」という。話し合いをして全員一致で決まらない場合は、多数決で決定する。

ひょうぎ 評議

店員の指紋がついてないのっておかしくない?

マコト君の話はどこまで信用できるのか怪しいですね

鈴木さんは顔を見たって言ってますよ

お金が あったなら、普通盗みませんよね

家からは見つからないけど、盗まれたゲームを持ってって、自慢してたんですよ?

マコト君にはアリバイがあるでしょ



判決に正解はない。キミも判決書を書いてみよう!



判決書のヒントは22ページへ

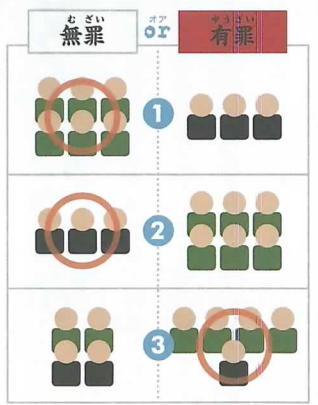
主文  
マコト君は本件について、  
( 無罪 / 有罪 ) である。

理由

平成26年 〇月〇日  
裁判員

多数決の取り方

裁判員と裁判官の発言は同じ重みを持ち、判決は多数決で決まる①。ただし、被告人に不利な判決(有罪か無罪かなら有罪)の場合は、裁判員のみ過半数では決まらず②、裁判官1人以上が多数意見に賛成している必要がある③。



※これは模擬裁判で使用するワークシート。



裁判員になった人数  
(補充裁判員も含む)

約**5万2千人**

裁判員候補は、まず、選挙人名簿からパソコンを使ってくじで選ばれる。候補者には「あなたが裁判員の候補者名簿に載りました」という調査票が届き、辞退する人は理由を書いて送る。その後、具体的に裁判の日程が決まったら、候補者の中からさらにくじで選ばれた人に「〇月×日の△時に裁判所に来てください」という呼び出し状が届く。ここでも辞退をせず、当日集まった人には事件の説明や裁判官による面接が行われ、最終的に裁判員6人と、補充裁判員(裁判や評議に立ち会っけれど、原則、発言はできない)が、最大6人まで選ばれる。



# 数字で見る 裁判員制度

「よりよい裁判」を目指して導入された裁判員制度。開始から5年半で見てきたのはどんなことかな?

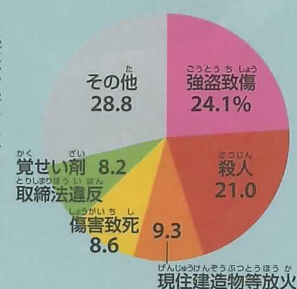
資料 最高裁判所の報告書(2009年5月~2014年7月)など

審理にかかる平均日数

**6.7日**

審理にかかる平均日数は、制度が始まった2009年は3.7日だったが、13年は8.1日と長期化が進み、それを理由に裁判員を辞退する人も増えてきている。これまでの最長審理期間は、12年に行われた「首都圏連続不審死事件」(木嶋佳苗被告)の裁判で、裁判員の審理日数は36日だった。

※裁判員裁判の対象事件の割合



裁判員裁判の対象事件のうち

殺人事件は**約2割**

裁判員裁判は、刑事裁判のなかでも特に重大事件に限られる。その内容は、強盗致傷が最も多く、その次に殺人、人が住んでいる建物への放火、傷害致死、覚せい剤取締法違反の順となる。

裁判員の  
日当 **1万円以内**

審理や評議の時間によって差があるが、裁判員(補充裁判員も含む)には1日1万円以内の手当が出る。また裁判所までの交通費や、宿泊が必要な場合には宿泊費も支給される(全額は出ないこともある)。



これまで判決を言い渡された人

**6896人**

判決!

判決の内容は、死刑が21件、無期懲役が141件、無罪が35件など。最も多いのが、懲役10年以下で1347件だった。裁判員裁判(第一審)の判決が不服として、高等裁判所(第二審)へ控訴した割合は35.2%。



人が変わると判決は変わる

裁判員制度が始まった当初は「法律を知らない素人に裁判ができるのか」と不安や反対の意見も多かった。そもそも、なぜ一般市民が裁判に参加することになったのだろう。

19ページでキミの書いた判決書を周りの人と比べてみよう。きつと、ひとつとして同じ判決はないはず。裁判員は、人が変わると判決も変わることが実感できるんじゃないかな。

裁判は、確定したらどんな判決であつたとしても従わなくてはいけないルールがある。だから、それをプロの裁判官だけに任せるのではなく、いろんな年齢や職業の人が参加できるようにしたほうがいい。裁く人(裁判員)と裁かれる人(被告人)は同じ立場であるべきだし、犯罪は一般社会で起こるのだから、自分自身の経験を踏まえて自由に議論できたほうがいいと考えられている。これが「司法の民主化」だ。

人が人を裁く以上、絶対正しいといえる裁判はない。でも、いい裁判があるとしたら、より多くの人が納得できる裁判だ。裁判員制度は司法を民主化し、多くの人が納得できる裁判が実現できる方法として、これからも継続していくべきだと思つたよ。

制度によって

裁判はどう変わった?

裁判員裁判の対象になる殺人や強盗などの重大犯罪の発生数は、実は2003年をピークに年々減っている。

だから、09年に始まった裁判員制度がどれだけ犯罪の減少と関係しているのかは、今のところはわからない。

また、これまでのプロの裁判官だけの裁判に比べて、裁判員



## おも けいばつ しゅるい 主な刑罰の種類

ゆうざいばんけつ となつた場合、裁判員は刑の重さも決める。重大犯罪で科せられる主な刑罰を見てみよう。

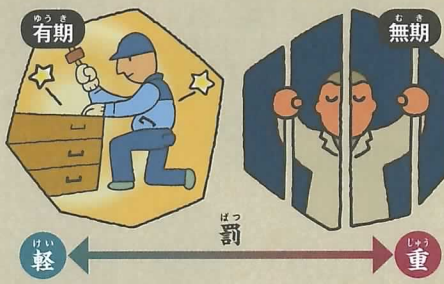
### 「執行猶予」か「実刑」か

有罪の場合、すぐに刑務所に入る「実刑」か、社会の中で更生させる「執行猶予」にするかを決める。たとえば「懲役2年、執行猶予3年」の場合、3年間の猶予期間に何も罪を犯さなかったら、刑務所には収容されない。しかし、期間中に再び罪を犯して実刑になると、2度目の実刑に懲役2年が増えられ、収容される。



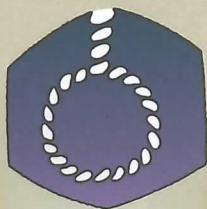
### 「有期懲役」か「無期懲役」か

実刑判決が出て収容されると「被告人」は「受刑者」に変わる。懲役とは、刑務所に入って1日8時間以内の作業を行う生活を送ること。懲役5年など一定の期間が決められた「有期懲役」と、無期限で刑務所に入る「無期懲役」がある。無期懲役でも10年以上服役し、条件をクリアすれば仮釈放される場合もあるが、亡くなるまで受刑者として監視され続け、問題を起さなければすぐに刑務所に連れ戻される。



### 死をもって罪を償う「死刑」か

死刑は「極刑」ともいわれ、日本では絞首刑が採用されている。死刑囚は拘置所の狭い室内に隔離され、家族や弁護士など限られた人以外との面会や文通は制限される。死刑執行は当日の朝、突然告げられ、家族に知らされるのは執行後になる。死刑確定から執行までの、過去10年の平均期間は5年半だが、事情によってさまざまだ。



裁判員を辞退した人の割合

やく **60%**



裁判員は原則として断ることができないけれど、70歳以上の人やどうしても仕事を休むことができない人、病気や介護などで裁判所に来られない人などは辞退が認められやすく、実際の辞退者も多い。また自衛官や警察官、弁護士、国会議員などの職業の人は裁判員になれない。

「裁判員になってよかった」

やく **95%**

制度開始から5年半が経ち、多くの専門家は「だいたいうまくいっている」と評価している。また裁判員経験者のうち95%を超える人が「貴重な体験だった」「犯罪や社会について深く考えるようになった」など、肯定的な感想を残している。

一方で見えてきた課題も多い。裁判員には判決に至るまでに話し合った内容を漏らしてはいけない「守秘義務」があり、裁判員にとって心理的な負担になることもある。また、殺人事件の裁判では遺体の写真が証拠として出されることもあり、これを見た裁判員が「精神的なダメージを受けた」と国を訴えたケースもある。

裁判員を  
経験した人の  
声を生かして  
制度を改善していく  
必要があるね！



**しんり 審理** 裁判所で行われる取り調べのこと。裁判の対象になる事件について、必要な事実関係や法律関係を明らかにすることをいう。

**しゅひしやく 守秘義務** 特定の職業の人には、仕事の上で知り得た秘密を漏らさないことが義務づけられる。裁判員制度の場合、プライバシーに関わらない範囲で、事件の内容や法廷で見聞きしたこと、裁判官の印象などは話してもよいが、評議の場で話し合った内容については、家族にも伝えてはいけないとされている。違反すると6カ月以下の懲役か50万円以下の罰金が科せられる。

**りやうけいじょう 量刑相場** 一般的に、刑事裁判で有罪の判決を言い渡す場合、どのような事件でどの程度の刑罰を科すかの基準とされるもの。量刑相場は、被害者の数や被害金額、被告人の年齢や事件の経緯など、具体的な事情によってある程度決まっている。

裁判の判決に、それほど大きな変化は見られない。でも、殺人事件や性犯罪などの刑罰は、やや重くなる傾向にある。一方で、介護していた家族を殺したケースなど、同情すべき点がある犯罪では、被告人を「実刑」にするのではなく、立ち直りの機会を与える「執行猶予」にする割合が増えた。

裁判官だけの裁判では、過去の似たような事件の**量刑相場**に従いがちだったものが、裁判員の意見が加わったことで、**量刑の「幅」**が広がったといわれているよ。





「先生教えて!!」

# 人を裁くってどういうこと?



## キミは人に死刑と言えぬ??

日本には死刑があるよね。一般の市民が死刑を言い渡すのって、すごく重いよ。

そっだね。アメリカの一部の州にも死刑制度はあるけど、陪審員は有罪か無罪かを判断するだけだし(7ページも見てね)、ヨーロッパには、基本的に死刑制度がないからね。

死刑はもし間違っていたら取り返しがつかない刑だよな。

無実の人に誤って有罪判決を下すことを「冤罪」というんだ。冤罪は、プロの裁判官でも引き起こす可能性がある。だから、刑事裁判には「疑わしきは罰せず」という重大な原則があって、判決が確定するまでは被告人は無罪と推定されるんだよ。

それってどういう意味?

「有罪である」という十分な証拠がなく、「疑わしい」だけで有罪にすると、無実の人を罰してしまう過ちを犯しやすくなるんだ。

じゃあ、10ページまでの「トコト君」って?

第三者の冷静な目で見て、トコト君が有罪か無罪かを判断するんだよ。

罪である確信が持てないなら、原則に従って「無罪」とすべきだろっね。裁判員になったときのために、この原則をしっかり覚えておこう。

## 刑罰の意味をきいてみよう

ところで、トコト君は刑罰って何のためにあるかわかるかな?

うーん。罪を犯した人をこらしめるため?

うん。罪を犯した人に対して仕返し(報復)をする「応報」の目的だね。もっつは再び罪を犯すことのないように立ち直らせる「教育」の目的もある。それと、罪を犯すと罰せられると知って、社会に知らせて、犯罪を予防する効果も期待されているよ。

人を裁くって、いろんな意味があるね。

そっだね。トコト君もいつか裁判員になるかもしれない。普段から犯罪のニュースを見たりするときには、「なぜ犯罪は起きるのか」「自分が被害者や加害者ならどうするだろう」ということについて、思いをめぐらせてほしいな。



正義の女神 テミス像

写真 中央弁士

→司法・裁判の公正さを表すシンボル

学校や家庭内など、私たちの身近な社会でも、争い事やトラブルはつきものだ。その解決を人任せにするのではなく、自分たちが当事者となって考

えたり、話し合いをしたりして解決していきたいね!

みんなが納得できる紛争解決のルールが必要だな!



### 冤罪

罪を犯していない人が犯人にされてしまうこと。最近、明らかになった冤罪に1990年に起きた「足利事件」(無期懲役が確定していた菅家利和さんに、2010年、再審(※)で無罪判決が出た)がある。1966年に起きた「袴田事件」(死刑囚となった袴田蔵さんの再審が2014年に確定した)などもある。

※再審=すでに確定した有罪判決に誤りがある場合に、再び審理し直すこと。有罪確定の根拠となった証拠が誤っていたり、新証拠が見つかったりした場合に行われる。

### 終身刑

無期懲役と同様に「死ぬまで終わりのない刑」のこと。多くの国で採用している終身刑は日本の無期刑と大きな違いはない。生涯釈放されない「絶対的終身刑」を採用している国や地域もあるが、少数派といわれる。



びっくり!

# 世界の刑罰トリビア

国が変わると刑の重さも変わる。  
世界の刑罰を比べてみよう。



## 数百円の方引きでも 終身刑に!?

アメリカの法律は州によって違う。カリフォルニア州では、数百円程度の物品(食品や衣料品など)を方引きしただけで、終身刑が言い渡されるケースが相次いでいる。それほど重罪ではないのに、なぜだろう。

犯罪率が高いアメリカでは、半分以上の州で「三振法(スリーストライク制)」が導入されている。これは、たとえ



「1.2.3アウト」の罪を犯すと、方引きなどの軽い罪でも、懲役25年から終身刑を科す」というもの。再犯防止のためとはいえ「あまりにも厳しすぎる」と制度の見直しを求める声も多いが、犯罪率は減っている。

日本にも「三振法」と似た「常習犯窃盗罪」があります。過去10年間に3回以上、窃盗や窃盗未遂などで懲役刑を受けた人が新たに罪を犯すと、懲役3年以上が科せられます。



## 刑務所はまるで リゾートアイランド!?

ノルウェーは犯罪者に寛容な国として知られ、死刑や終身刑は無い。2011年に77人を殺害するテロ事件を起こしたアンネシュ・ブレイク受刑者への刑罰でさえ、禁錮21年(最も重い刑)だ。

禁錮刑の受刑者たちは、島全体が刑務所になっているバストイ島で暮らしている。テレビなど設備の整った広いリビングルームもある家が割り当てられ、図書館やフィットネスジムも利用できる。日中7時間ほどの農作業はあるものの、それ以外の時間はテニス、スキー、乗馬などのスポーツや、仲間との食事を楽しむこともできる。さらに、年に数回は「休暇」があり、一時帰宅もできるというから驚きだ。



「厳罰化と寛容化のどちらがよいのか、国々での事情によるため一概には言えないけれど、日本は今後、どうなっていくのが望ましいのだろうか?」

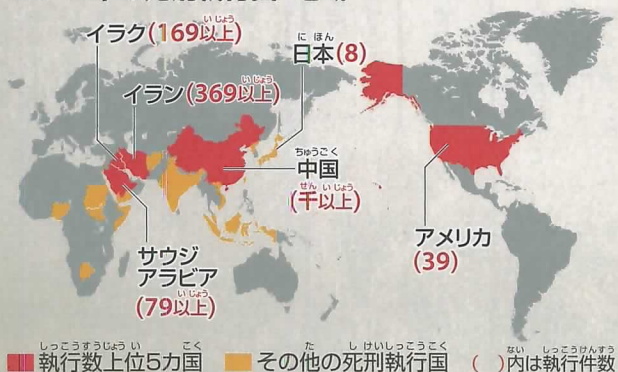


世界では、犯罪者に対する「厳罰化」と「寛容化」の二極化が進んでいる。厳罰化の代表国はアメリカやイギリス、ニュージーランドそして日本。一方で、ノルウェーやアイスランドなど北欧諸国では寛容化が進んでいる。日本人から見たら、ノルウェーは犯罪者に優しすぎると感じる

厳罰化と寛容化  
日本はどっち?

## 2013年の死刑執行国・地域

資料 アムネスティ・インターナショナル



## 麻薬の密輸で死刑!? 世界一死刑の多い国

2010年に中国で、中国から日本に麻薬を密輸しようとした罪に問われた日本人4人の死刑が執行された。中国政府は死刑判決や執行の数などを国家機密として公表していないが、アムネスティ・インターナショナルによると、年間の死刑執行数は推計数千件にのぼるともいう。世界一人口の多い国とはいえ、中国では死刑になる可能性のある犯罪の範囲も広い。麻薬の密輸のほか、汚職や詐欺などでも死刑になることがある。